

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、毎年さんま漁の時期に期間雇用者として、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用されていた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、会社所有のD丸（19トン）に乗組員及び調理担当として乗り込みB港を出港し、E沖の漁場で業務に従事していたところ、同年〇月〇日午後〇時頃、船内のトイレで倒れているところを発見された。同日、海上保安庁F海上保安本部のヘリコプターによりG病院に搬送されて「くも膜下出血」と診断され入院加療を受けていたが、同月〇日死亡した。

死亡診断書には、死亡日時として「平成〇年〇月〇日午後〇時」、直接死因として「くも膜下出血」と記載されている。

請求人は、被災者に発症した当該疾病及び死亡は業務によるものであるとして、監督署長に休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の疾病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者に発症した疾病及び死亡が業務上の事由に基づくものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) H医師は、意見書において、被災者の傷病名を「くも膜下出血」、発症日を平成〇年〇月〇日と述べている。また、I医師も同様の意見を述べており、当審査会としても、これらの意見を妥当と判断する。

(2) 脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務上外については、厚生労働省労働基準局長が、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもこれを妥当と考えるところ、本件における死因は、「くも膜下出血」（以下「本件疾病」という。）であり、本件疾病は認定基準の対象疾病であることから、以下、認定基準に基づき検討する。

ア 被災者の過重業務の評価については、決定書理由第2の2の（2）に説示するとおりであり、当審査会としても、被災者の本件疾病発症直前の業務、発症前1週間における業務及び発症前6か月間における業務のいずれにも過重性を認めることはできないと判断するところ、請求人らは、上記2のとおり主張しているので、以下、その主張について改めて検討する。

イ 請求人らは、約3か月間24時間船上にいたことがストレスとなった旨主張している。

しかしながら、被災者の発症前1週間の総労働時間は42時間、時間外労働時間は2時間であり、発症前日、3日前、4日前及び6日前には休日が確保されていた。また、発症前1か月間の時間外労働時間は38時間、発症前2か月間ないし4か月間における月平均時間外労働時間の最長は、発症前3か月間の44時間であり、業務と発症との関連性が強いと評価できる1か月当たりおおむね80時間には至っていない。さらに、漁場までの移動時間等においては、自分のベッド又は食堂で自由に休憩や睡眠をとることができおり、水揚げの際に下船することは可能であり、さらに、入港してから次に出港するまでの間の行動は自由時間となっていたことが認められる。以上の諸点に鑑みれば、請求人らの上記主張事実は、認めることができない。

ウ また、請求人らは、本件疾病発症後の救助活動の遅れを業務上外の判断に当たり考慮すべきである旨主張している。

しかしながら、労災保険においては、傷病等が業務に起因するか否かを判断するものであって、発症後の対応の適否等によって判断が左右されるものではない。

なお、会社側は、被災者が午後〇時頃倒れているのを発見し、容体が悪化した午後〇時〇分頃には直ちに海上保安庁に救助要請をしていることに照らせば、会社側に救護措置の遅延があったということはできない。また、J医師は意見書において「死亡と病院搬送時間の遅延との関連を積極的に示唆する所見は認めない」と述べていることも併せ考慮すれば、請求人らの上記主張は、採用することができない。

(3)したがって、当審査会としては、被災者の本件疾病の発症は、「異常な出来事」への遭遇、短期間の過重業務及び長期間の過重業務のいずれも認められないことから、業務上の事由によるものとは認めることができないと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。